

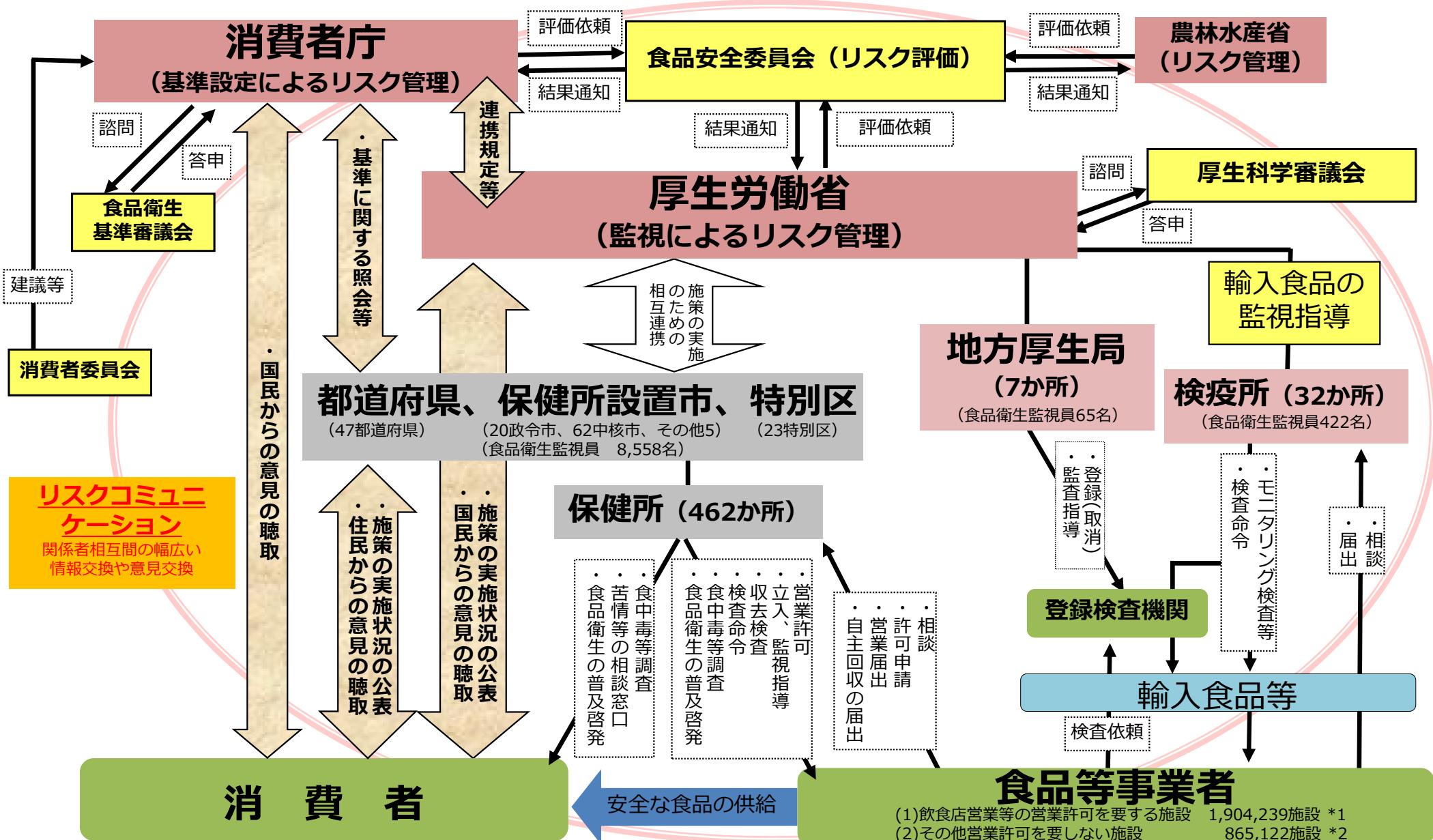


食品衛生法に基づく監視について

厚生労働省 健康・生活衛生局
食品監視安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

食品衛生行政の枠組み



*検疫所（食品衛生監視員含む）の数は令和7年4月1日時点

地方厚生局（食品衛生監視員含む）、都道府県、保健所設置市、特別区および保健所の数は令和7年4月1日時点
食品衛生監視員（検疫所および地方厚生局を除く）および食品等事業者の施設数は令和7年3月31日時点

*施設数は令和6年度末時点。

*1 ; 旧法での許可数 + 改正法での許可数

*2 ; 改正法に基づく届出数

食品衛生に関する監視状況

衛生行政報告例-食品等の収去試験状況（抜粋）

	令和6年度 収去したもの (実数)	令和6年度 不良検体数*	令和5年度 収去したもの (実数)	令和5年度 不良検体数*	令和4年度 収去したもの (実数)	令和4年度 不良検体数*
総数	95,546	431	101,310	477	92,239	423
魚介類	7,730	25	8,249	24	7,748	28
無加熱摂取冷凍食品	698	4	793	2	708	-
凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	707	-	825	1	696	4
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	1,266	2	1,507	5	1,380	5
生食用冷凍鮮魚介類	87	1	141	1	99	1
魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く。)	6,065	16	6,558	27	6,076	23
肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く。)	17,016	19	17,595	44	15,767	30
乳製品	1,707	1	1,973	4	1,832	2
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。)	173	-	193	-	167	1
アイスクリーム類・氷菓	1,717	58	1,872	64	1,707	44
穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く。)	4,992	10	5,234	22	4,642	12
野菜類・果物及びその加工品(かん詰・びん詰を除く。)	18,543	48	19,486	61	18,545	57
菓子類	9,171	111	9,550	124	8,475	108
清涼飲料水	2,860	2	3,031	2	2,834	3
酒精飲料	638	-	698	-	647	-
冰雪	144	-	181	1	121	-
水	805	6	924	1	899	3
かん詰・びん詰食品	1,445	-	1,538	1	1,387	2
その他の食品	19,002	128	20,121	93	17,833	97
添加物及びその製剤	58	-	47	-	26	1
器具及び容器包装	557	-	625	-	553	1
おもちゃ	165	-	169	-	97	1

* 試験結果（大腸菌群、異物、添加物使用基準、法定外添加物、残留農薬基準、残留動物用医薬品、その他）が不良であった検体の実数を計上